

「八尾市いじめ防止基本方針(素案)」についての 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

八尾市いじめ防止方針を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、(素案)を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果及び提出された市民意見と、それに対する市の考え方を整理しました。
ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように一部要約しています。

(1)意見募集期間

令和7年12月5日(金)～令和8年1月5日(月)

(2)提出人数及び意見数

提出者数(人)	意見件数(件)
3	4

(3)提出方法別の提出人数及び意見数

提出方法	提出者数(人)	意見件数(件)
直接持参	2	3
電子メール	0	0
FAX	0	0
郵便	0	0
電子申請システム	1	1
合計	3	4

(4) 提出された意見・提言の内容及び市の考え方

番号	項目等	ページ	行	意見・提言	市の考え方	素案修正
1	素案の全体に係る表現「生起」「表象」「協同」「監護」について			<p>素案の全体に係る表現「生起」「表象」「協同」「監護」についてですが、言葉が難しいので言い換えたりしてはどうでしょうか。</p> <p>「生起」 1ページ 市立学校で生起した→市立学校で起こった 10ページ 学校外で生起した→学校外で起こった 15ページ 「いじめ等」の生起→「いじめ等」の発生 「いじめ等」事案が生起した場合→「いじめ等」事案が起こった場合 21ページ 全国で生起しており→全国で起こっており 生起した疑いがある場合は→起こった疑いがある場合は 22ページ 市立学校で生起した「重大事態」の対応→市立学校で起こった「重大事態」の対応 「表象」 16ページ いじめ反対を表象する物品→いじめ反対の意志を表す物品 19ページ 表象着用→いじめ反対の意志を表す物品の着用 「協同」 20ページ 市長部局と協同して→市長部局と協働して 「監護」 21ページ 職員等による密接な監護下にあるところ→職員等による密接なかかわりがあり 不適切な監護としての→不適切なかかわりとしての</p>	<p>①「生起」 いじめの「生起」は大阪府教育庁発行の「いじめ初期対応の手引き」で使われている言葉であり、従前の八尾市いじめ防止基本方針でも用いられていましたが、八尾市民である子どもにも理解しやすいように、ご指摘に沿って「起こった」「発生」に改めます。</p> <p>②「表象」「表象」は、個人個人の心に現れるイメージを表す言葉であるとともに、より一般的なシンボルを表す言葉ですが、ご提言の「いじめ反対の意思を表す」ですと、様々な物品が個人個人の意思で用いられ、集団としての意思表示が外見的には困難となる恐れがあります。基本方針では、世界的にいじめ反対を象徴するものとして用いられているピンクシャツなどの物品を想定しており、「表象」を維持します。</p> <p>③「協同」 ご提言の通り、単なる役割分担とも受け取られる「協同」を、各々の専門性を前提として協力する意味を持つ「協働」に改めます。</p> <p>④「監護」 施設職員等が保護者に協力して子どもの健全な成長のために子どもを継続的に保護し監督することを「監護」と表現していますが、「かかわり」と表現すると単なる子どもとの接触や一時的な行為をも含んでしまうことから、「監護」を維持します。</p>	有
2	第1章2(5)「絶対に許されないいじめ」	7	37	<p>案の7頁36行目以降に「重大な人権侵害となる「いじめ等」は、絶対に許されるものではなく、どんな理由があってもいけないことである」との記載があるが、現行の基本方針の3頁22行目以降だと「いじめは、絶対に許されない卑怯な行為である」との記載となっており、若干トーンダウンしている印象を受けるが、これは意図的にこのような記載に変更されているのかお聞きしたい。</p>	<p>いじめ防止対策推進法(以下、「法」という。)では、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されます(法2条1項)。</p> <p>すなわち、法律上の「いじめ」の定義は非常に広いため、好意から行ったことが結果的に児童等に苦痛を与えてしまった事案(例:①児童Aが児童Bに親切心で算数の問題の解き方を教えてあげたが自力で解こうと思っていた児童Bが苦痛に感じた場合、②児童Aが児童Bに好意がある旨告知したが児童Aに好意がなかった児童Bが苦痛に感じた場合)なども「いじめ」となります。</p> <p>そのため、文部科学省は、「いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。」と述べています(いじめの防止等のための基本的な方針(平成25年10月11日決定、最終改定 平成29年3月14日)。また、この部分の改訂理由について、「いじめへの対処方法として、状況に応じて、見守る、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が可能であることを示す(ため)。」とも述べています(平成28年11月2日いじめ防止対策協議会)。</p> <p>すなわち、文部科学省も、法律上の「いじめ」に該当してもその内容は千差万別なので、指導すら不要な場合があることを明言しており、法律上の「いじめ」に該当しても直ちに絶対に許されない卑怯な行為となるわけではありません。八尾市においても、各市立学校から教育委員会に報告されたいじめ認定事例の大部分は指導に続く子ども同士の謝罪と和解で解消しているところ、「いじめは、絶対に許されない卑怯な行為」とのキャッチフレーズが言葉通りに受け取られると却って多くの「いじめ」事案の解消や子どもの健全な成長を妨げかねないため、従前の基本方針の表現を意図的に変更しています。</p>	無

番号	項目等	ページ	行	意見・提言	市の考え方	素案修正
3	第2章1(2)ア 市立学校での いじめの防止 等	9	27	取り出して書く必要があるのか？この人たちが「いじめ」の被害に合う対象者だと思ってしまう。	加害行為としてのいじめは「孤立化」から始まるとの研究結果が多くいじめ重大事態調査報告書で言及されているところ、ご指摘の記載は、市立学校教職員に向けて孤立しがちな子どもたちを例示したものです。孤立しがちな子どもを例示することは、より多くの市民に子どもの福祉への配慮と注意を持ってもらうことにも資すると考え、記載は残します。 なお、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」にも同様の記載があります。	無
4	第2章4(2)オ 福祉部門との 連携	18	11	ここに記載されている機関は福祉の機関なのか。	ご指摘の通り、教育委員会や教育庁は教育機関であり、「福祉部門との連携」の表題で例示することは誤解を招きます。表題を「福祉部門等との連携」に改めます。	有